

仙台市産後ケア事業のご案内

産後のお母さんは、育児不安を抱えたり、出産や育児の疲れから体調がよくなかったり等、こころもからだも不安定になりやすいものです。産後に家族のサポートが得られなくてつらい思いをする、ということもあるかもしれません。

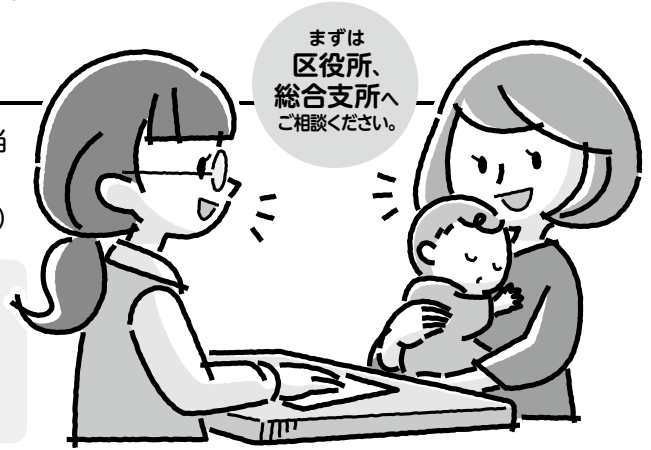
仙台市では、産後に育児等の支援が必要なお母さんを対象に、宿泊・日帰り・訪問によるサービスを行い、安心して子育てができるようにサポートする「産後ケア事業」を実施しています。

利用できる方

産後ケア事業利用時に仙台市に住所のある、次の①～③すべてに該当する産後12か月(1年)未満のお母さんとその赤ちゃん。

(宿泊型の場合は産後4か月未満まで)

- ① 出産後、疲労や育児不安等がある
- ② 家族等から家事や育児等の十分な協力が得られない
- ③ 母子ともに入院治療が必要と診断されていない



サービスの内容・利用料

赤ちゃんとお母さん1組あたりの金額です。
赤ちゃんがふたご・みつごなど多胎の場合も金額は変わりません。

施設によって 受入可能月齢が 異なります	サービス内容	利用料		利用時間帯	利用上限 ※
		市民税課税世帯	市民税非課税世帯 生活保護世帯		
宿泊型 産後4か月 未満まで	【お母さんのケア】 ●健康管理及び 乳房ケア等	1泊2日で 11,000円 5,500円/日	1泊2日で 4,600円 2,300円/日	10時入所、16時退所。 1日3食付。 (入所・退所日は2食)	最大7日まで。 1泊2日から利用可。 連泊可。 分割利用も可。
デイサービス型 産後12か月(1年) 未満まで	【赤ちゃんのケア】 ●発育や発達の 確認 ●健康のチェック	3,200円/日	1,400円/日	1日単位で利用できます。 10時入所、16時退所。 昼食付。	最大7日まで
訪問型 産後12か月(1年) 未満まで	【その他】 ●育児の相談や 助言等	【相談型(2時間まで)】		訪問する時間帯については ご相談ください。 (食事はつきません。 家事援助は行いません。)	最大7回まで (1日1回まで)
		2,000円/回	1,000円/回		
		【リフレッシュ型(4時間まで)】			
		3,800円/回	1,900円/回		

※今回多胎児を出産したお母さん(多胎産婦)の場合は、宿泊型・デイサービス型はそれぞれ最大10日まで、訪問型は最大10回まで利用可能です。

【宿泊型・デイサービス型の留意事項】

- 離乳食はご自宅からお持ちください。
- 施設までの送迎はありません。
- 利用施設によってはご家族の宿泊代、利用者の希望による大部屋から個室への変更等について追加料金が発生します。

仙台市産後ケア事業を行っている施設

仙台市ホームページでご紹介しています。

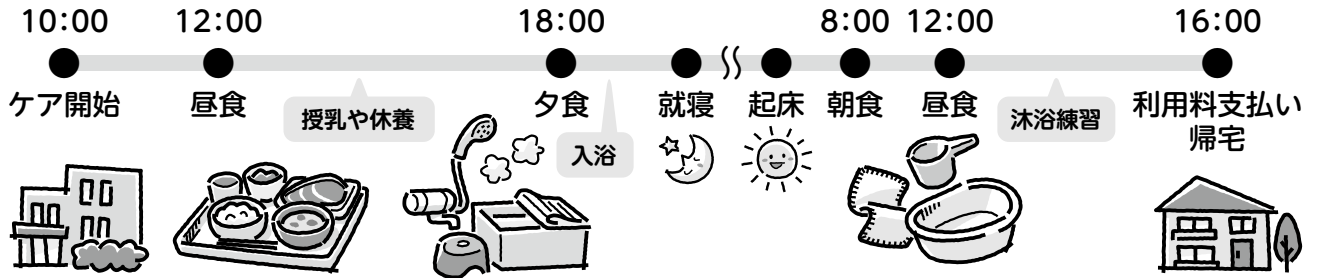
※新型コロナウイルス感染症の流行状況等により
各施設の受入可能状況が変更になる場合があります。



タイムスケジュール(例)

施設によってケア開始時間や終了時間が異なる場合があります。

宿泊型
(1泊2日の場合)



- デイサービス型の利用時間帯は、施設によって異なりますが、主に10時頃～16時頃です。
- 訪問型の利用時間帯は、ご相談ください。助産師がご自宅に訪問するにあたり、ご自宅に駐車場がない場合は、近隣の駐車スペース(有料駐車場等)について事前にお伺いします。



産後ケア利用中は休息をとったり、乳房ケアや育児の相談をしたりして、ゆったりと過ごします。



利用までの流れ

詳しくは仙台市ホームページをご覧ください

相談・申請 電子申請はこちら 妊娠中 ▶ 産後 ▶	お住まいの区の区役所・総合支所担当窓口(下記)に相談・申請をしてください。 【申請時の持ち物】 母子健康手帳、(代理申請の場合)印鑑、(必要時)市民税課税状況の分かる書類 ● 受付は利用希望日の 1週間前 までです。 ● 初めての利用申請時のみ電子申請が可能です。ただし、申請後に担当者から電話での聞き取りや調整を行うため、余裕をもってご申請ください。 ※ 2回目以降、初回と同じ施設等を利用したい場合は、利用施設等に直接ご連絡ください。 出産後すぐに利用したい場合は、妊娠32週から事前申請が可能です。 利用施設等の調整のため、出産後、出産の報告や利用希望日等について、申請した窓口で電話でご連絡ください。
---	--

区役所・総合支所で審査した上で、利用する施設等の調整を行います。
(申請時の聞き取り内容の他、妊娠届出時や新生児訪問時の情報等を参考にします)

利用決定	「仙台市産後ケア事業利用決定通知書」が届きます。利用前に施設等から事前連絡が入りますので、当日の持ち物や到着時間などの確認を行ってください。
-------------	--

産後ケア事業の利用	利用料は直接利用施設等にお支払いください。
------------------	-----------------------

【注意事項】



キャンセルの場合には**利用予定日の前日(前日が休診日の場合は前々日)午前10時**までに利用施設等に連絡をしてください。連絡がない場合は、**キャンセル料**を利用施設等にお支払いいただきます。



産後ケア事業利用時に、お母さん・お子さん・ご家族のいずれかに、発熱やせきなど感染性疾患の症状がある場合、または感染の疑いがある場合(濃厚接触を含む)などには、利用をお断りすることがあります。

お申し込み・問い合わせ先

お住まいのある区の区役所・総合支所へご連絡ください。(土日・祝日・年末年始は閉庁)

<input type="checkbox"/> 青葉区家庭健康課	☎022-225-7211(代)	<input type="checkbox"/> 青葉区宮城総合支所保健福祉課	☎022-392-2111(代)
<input type="checkbox"/> 宮城野区家庭健康課	☎022-291-2111(代)	<input type="checkbox"/> 若林区家庭健康課	☎022-282-1111(代)
<input type="checkbox"/> 太白区家庭健康課	☎022-247-1111(代)	<input type="checkbox"/> 太白区秋保総合支所保健福祉課	☎022-399-2111(代)
<input type="checkbox"/> 泉区家庭健康課	☎022-372-3111(代)		